

令和6年度 都留市文化財審議会 (第2回会議) 資料3

「市指定史跡名勝天然記念物
の指定解除について
(上夏狩のヤブツバキ)」

種 名 員	別 称 数	天然記念物 上夏狩のヤブツバキ 1本
所 在 の 場 所	都留市夏狩1792番地	
指 定 書 番 号	第67号	
指 定 年 月 日	平成10年6月4日	
所 有 者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	都留市夏狩1792番地 馬木 和枝
特 色		樹高8.2m、根回り3.1m、目通し1.85m、枝張り東西8.9m、南北10.7m
指 定 理 由		樹高8.2m、根回り3.1m、目通し1.85m、枝張り東西8.9m、南北10.7mである。国内では樹高8~14m程度のものが自治体の指定を受けている。そのため、上夏狩のヤブツバキも全国的にも有数のヤブツバキということができ、貴重である。

【参考】平成10年5月28日「都留市文化財の指定について（答申）」

※平成10年2月24日付け都教社発第102号諮詢への答申内容

国内のヤブツバキでは、大阪府南河内郡丸太町畠のものが樹高18m、幹囲1.4m（大阪府指定）であるが、鳥取県八頭郡佐治村津無の樹高18m、幹囲2.3mのものを初めとして、樹高8~14m程度のものが自治体の指定を受けている。上夏狩のものもこれらに比せられるものであり、都留の気候状態からいっても貴重である。

◆ 指定後の状況

- ・ 10年前から樹木が腐りはじめたため、2015年頃から樹木医による手当を3年間行ったが、全体が枯れてしまった。
- ・ 2018年に根本から1mの箇所で樹木医により伐採した。
- ・ 伐採後の樹勢を確認し、状況次第では天然記念物の対象外とするか協議を必要とする。
- ・ なお、平成30年度調査において、所有者より「半分が枯死の状態になっていても指定は継続されるか」という質問へは、市から「完全に枯死しない限り指定解除はない」と回答。
- ・ 令和6年7月18日 市教育委員会による現地確認及び所有者へのヒアリングを実施。伐採後、一時は新芽等が確認できたが再び枯れています、との説明があった。
- ・ 令和6年7月31日での報告後、同年10月18日、文化財審議会委員・大澤委員（樹木医会山梨県支部支部長）による現地調査を実施した。

伐採前



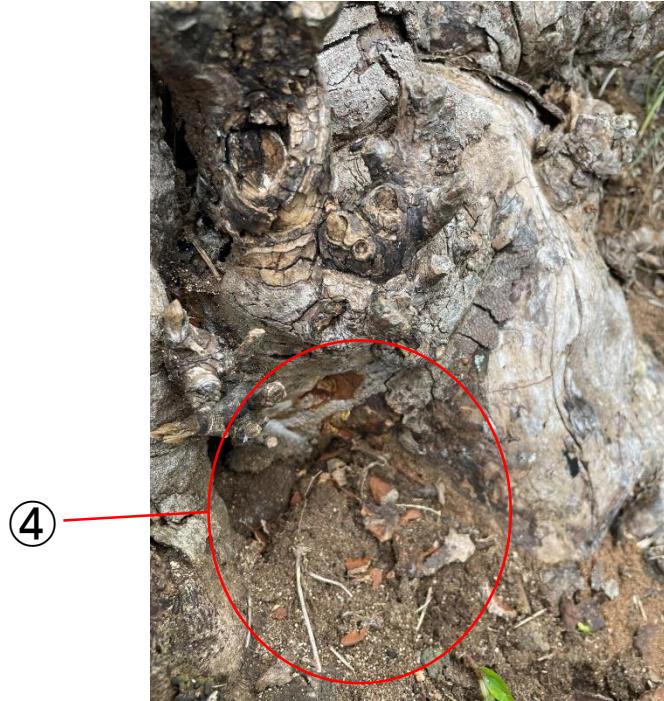
伐採後



「上夏狩のヤブツバキ」 文化財審議会・大澤委員による現地調査の様子

資料3





◆現地調査状況

- ①外皮と木材の間が開いており、剥がれ落ちている箇所も確認されている。
- ②コフキタケが発生している。
- ③コフキタケの影響で腐っている。
- ④シロアリの被害がみられる。

◆大澤委員の意見

- ・ 外皮と木材の間に本来なら確認できる緑色の層が確認できない。
- ・ 外皮が大きくはがれてしまっている部分があり、幹の中央部が腐っている。
- ・ シロアリやコフキタケの被害を強く受けており、枯死という判断で問題ない。

資料3

都教生発第171号
令和7年12月27日

都留市文化財審議会
会長 小林 重雄 様

都留市教育委員会
教育長 小林正人

市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について（諮問）

都留市文化財保護条例第33条第1項及び第3項の規定により、下記の市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について、貴審議会の意見を求める。

記

（史跡名勝天然記念物）
上夏狩のヤブツバキ 1本 所有者 馬木和枝

(案)

資料3

令和7年1月20日

都留教育委員会
教育長 小林 正人 殿

都留市文化財審議会
会長 小林 重雄

都留市文化財保護条例第44条の規定に基づき、下記の事項について答申します。

記

<答申事項>
市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(案)

資料3

令和7年1月20日

都留市教育委員会様

都留市文化財審議会

市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について（答申）

令和6年12月27日付けを以て諮問を受けた市指定史跡名勝天然記念物の指定解除の適否について、当審議会は慎重に検討した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 市指定史跡名勝天然記念物の指定解除

種 別	天然記念物
名 称	上夏狩のヤブツバキ
員 数	1本
所 在 の 場 所	都留市夏狩1792番地
指 定 書 番 号	第67号
指 定 年 月 日	平成10年6月4日
所 有 者	住 所 (所在地)
	都留市夏狩1792番地
	氏 名 (名 称)
	馬木 和枝
指 定 解 除 の 適 否	適（理由は下記のとおり）
適 否 の 理 由 等	<p>当該文化財は、樹勢の衰退や材の腐朽に伴い平成27年頃から手当を行ったが、上部が枯れたため、樹勢回復（再生）を目的として平成29年10月23日に着手の上、根元から1mの箇所で枯れた上部の伐採を実施した。残された幹から一時的に新芽が確認されたものの、その後新芽は枯死し、令和6年10月18日に文化財審議会委員（樹木医）による現地確認後、樹木全体が完全に枯死していることが明らかになった。</p> <p>上記を踏まえ、天然記念物としての価値を失ったものとして指定を解除することが妥当である。</p>

(案)

資料3

「上夏狩のヤブツバキ」写真



①伐採前



②伐採後

【参考】史跡名勝天然記念物の指定解除における根拠法令

文化財保護条例（抜粋）

（解除）

第33条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定又は県条例第31条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び前条第2項後段の規定を、前項の場合には第5条第4項及び前条第2項後段の規定を準用する。

（解除）

第5条 教育委員会は、市指定有形文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（指定）

第32条

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手が多数で個別に通知し難い事由がある場合には、その代表者又はこれに準ずる者に通知することをもって、個別に通知したものとみなす。

（指定）

第4条

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をするには、あらかじめ都留市文化財審議会に諮詢しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。